

## 大田区使用料、手数料等収入金の督促及び滞納処分に関する条例の一部改正について

### 1 改正理由

令和2年度税制改正において、市中金利の実勢を踏まえ、利子税等の割合の引下げを行うこととし、租税特別措置法が改正された。この法改正に伴い、延滞金の割合の特例に係る特例基準割合の規定が見直されたため、条例の一部を改正する。

### 2 改正の概要

「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改めるとともに、規定を整理する。

なお、延滞金の割合については、変更はない。

※「延滞金特例基準割合」とは、租税特別措置法第93条第2項の規定により財務大臣が告示する平均貸付割合（前々年9月から前年8月の国内銀行の貸出約定平均金利）に、年1%を加えたもの。

### 3 施行日

令和3年1月1日

<<<新旧対照表>>>

○大田区使用料、手数料等収入金の督促及び滞納処分に関する条例

新	旧
<p>○大田区使用料、手数料等収入金の督促及び滞納処分に関する条例の一部改正</p> <p>付 則</p> <p>4 当分の間、第3条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年_____</p> <p>中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年_____</u>における<u>延滞金特例基準割合に</u>年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合に</u>年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 改正後の付則第4項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。</u></p>	<p>○大田区使用料、手数料等収入金の督促及び滞納処分に関する条例の一部改正</p> <p>付 則</p> <p>4 当分の間、第3条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に_____</u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の<u>規定により告示された割合_____</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年<u>（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）</u>中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合に_____</u>年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合に_____</u>年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>